



印刷局
独立行政法人国立印刷局

〔告示〕

- 地方独立行政法人の設立、定款の変更及び解散の認可の基準を定める件

(総務・文部科学二)

- 平成十五年十一月九日執行の衆議院比例代表選出議員選挙東海選挙区における名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名に関する件

〔政令〕

- 肥料取締法施行令等の一部を改正する政令(三七)

- 農業協同組合法施行令の一部を改正する政令(三八)

- 水産業協同組合法施行令の一部を改正する政令(三九)

- 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第二条第二項の物質を定める政令の一部を改正する政令(四〇)

- 公営企業金融公庫法施行令の一部を改正する政令(四一)

- 自然公園法施行令の一部を改正する政令(四二)

- 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(四三)

- 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働二九)

〔省令〕

- 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働二九)

- 道路に関する件(九州地方整備局四五)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

法務省

〔叙位・叙勲〕

〔官房報告〕

官房事項

石見銀山遺跡関係鉱区禁止地域指定請求(公害等調整委員会)

紛失された外交官等身分証明票の無効について(外務省)

労働

争議行為の通知の公表について(厚生労働省)

〔公告〕

諸事項

官房

裁判所

財團関係

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等

日本郵政公社職員の免職処分、日本道路公団工事区間変更、企業年金基金設立関係

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

- ◇肥料取締法施行令等の一部を改正する政令(政令第三七号)(農林水産省)
農林水産省の所掌する肥料の登録その他の事務に係る手数料の額の改定の措置を次のように講ずることとした。(現行→改正後)
(一)肥料取締法施行令の一部改正(第一条関係)
肥料の登録・仮登録手数料等(三万七、〇〇円→三万七、三〇〇円)(電子情報処理組織を使用して申請する場合にあつては三万五、三〇〇円)等

- (二)農業取締法施行令の一部改正(第二条関係)
農業の登録手数料等(二六万三、九〇〇円→二六万八、〇〇〇円)(電子情報処理組織を使用して申請する場合にあつては二四万七、一〇〇円)等

- (三)獣医師法施行令の一部改正(第三条関係)
獣医師国家試験受験手数料等(二万二、五〇〇円→一万三、九〇〇円等)
この政令は、平成一六年三月二九日から施行することとした。

- ◇農業協同組合法施行令の一部を改正する政令(政令第三八号)(農林水産省)
農業協同組合中央会の監査を要しない農業協同組合の貯金及び定期積金の合計額の上限を、五〇〇億円から二〇〇億円に引き下げるにとした。(第二条の五関係)
改正後の規模要件は、この政令の施行の日以後に開始する事業年度から適用し、同日前に開始した事業年度については、なお従前の例によることとした。(附則第二条関係)
この政令は、平成一六年四月一日から施行することとした。

- ◇水産業協同組合法施行令の一部を改正する政令(政令第三九号)(農林水産省)

- 1 全国連合会の監査を要しない漁業協同組合又は水産加工業協同組合の貯金及び定期積金の合計額の上限を、五〇〇億円から二〇〇億円に引き下げることとした。(第一四条関係)

は大分県知事に対し行つてある許可の申請その他の行為で、同日以後において環境大臣が管理し、及び執行することとなる事務に係るものには、同日以後においては、環境大臣のした許可等の処分その他の行為又は環境大臣に対して行つた許可の申請その他の行為とみなす。

この政令の施行の日前に自然公園法施行令附則第三項第三号の規定により岩手県知事、秋田県知事、島根県知事又は大分県知事に対し届出をしなければならない事項で、同日前に当該届出がされていないものについては、自然公園法第二十六条第一項の規定により環境大臣に対し届出をしなければならない事項について当該届出がされていないものとみなして、同法の規定を適用する。

環境大臣 小池百合子
内閣総理大臣 小泉純一郎
毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽
内閣総理大臣 小泉純一郎
平成十六年三月十七日

政令第四十三号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二十三条の八並びに別表第一第二十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第六号の八を第六号の九とし、第六号の四から第六号の七までを一号ずつ繰り下げ、第六号の三の次に次の二号を加える。

六の四 三塩化チタン及びこれを含有する製剤
第一条中第二十四条の三を第二十四条の四とし、第二十四号の二の次に次の二号を加える。

二十四の三 フルオロスルホン酸及びこれを含むする製剤

第一条に次の二号を加える。
三十一 六弗化タンゲステン及びこれを含有する製剤

(135) 第二条第一項第三十二号中(136)を(139)とし、(32)から(135)までを(35)から(138)までとし、(31)を(33)とし、(33)の次に次のように加える。

(34)

四一シアンノーニ・五一ジフルオロフエニル(リ)四一ブタニ-三-エニルベンゾアート及びこれを含有する製剤

(29)

第二条第一項第三十二号中(30)を(32)とし、(11)から(29)までを(13)から(31)までとし、(10)を(11)とし、(11)の次に次のように加える。

(12)

(E)

一ウンデカ一九一エンニトリル、

(Z)

一ウンデカ一九一エンニトリル及び

ウンデカ一〇一エンニトリルの混合物

(E)

一ウンデカ一九一エンニトリル四

五%以上五五%以下を含有し、(Z)一ウン

デカ一九一エンニトリル二三%以上三三%

以下を含有し、かつ、ウンデカ一〇一エ

ニトリル一〇%以上二〇%以下を含有す

るものに限る。)及びこれを含有する製剤

(経過措置)
2 この政令の施行の際現に改正後の第一条第六号の四、第二十四号の三及び第三十一号に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十六年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十六年六月三十日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

五十九の二から五十九の五まで 削除
附則 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第十一号の九の改正規定は、公布の日から施行する。

五十九の二から五十九の五まで 削除
告示

○総務省告示第一号

○文部科学省告示第一号

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）を実施するため、地方独立行政法人の設立、定款の変更及び解散の認可の基準を次のように定める。

平成十六年三月十七日

総務大臣 麻生 太郎
文部科学大臣 河村 建夫
地方独立行政法人の設立、定款の変更及び解散の認可の基準

第一 地方独立行政法人の設立を認可する場合

地方独立行政法人の設立の認可については、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の下「法」という。)その他の法令の規定によるとほか、次の基準によつて審査する。

一 地方独立行政法人（公立大学法人及び公营企業型地方独立行政法人を除く。）について

は、その定款が次に定める基準に適合していること。

(一) 名称に地方独立行政法人という文字が用いられていること。

(二) 特定地方独立行政法人については、当該

地方独立行政法人に行わせようとする業務の停滯が住民の生活、地域社会若しくは地

域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼし、又はその業務の遂行に当たり中立性及び公正性を特に確保する必要があると認められること。

別表第一劇物の項第五十九号から第五十九号の五までを次のように改める。

五十九メチル>NN-[二-「一-(四-クロロフェニル)-一H-ピラゾール-三-イルオキシメチル]フェニル」(N-メトキシカルバマート)(別名ビラクロストロビン)及びこれを含有する製剤

四一トリフルオロメチルフェニル)-一H-ピラゾール-三-カルボニトリル(別名エチプロール)及びこれを含有する製剤

(三) 役員については、次に定める基準に適合していること。
 ア 役員の定数は、法人の業務の規模、業務内容等法人の実態からみて適正なものであること。
 イ 副理事長を置かない場合には、法人の業務運営に支障がないと認められること。
 ハ 第一の(一)(二)及び(四)を除く。に定められたる基準に適合していること。
 イ 名称に公立大学法人という文字が用いられていること。

(四) 業務については、法第二十一条第一号、第四号及び第五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の範囲であること。
 (五) 資本金、出資及び資産については、次に定める基準に適合していること。
 ア 地方独立行政法人が、業務を確実に実施するため必要な資本金その他の財産的基礎を有していること。
 イ 出資が、地方公共団体に限られていること。
 ウ 設立団体（法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）が、地方独立行政法人の資本金の額の二分の一以上に相当する資金その他の財産を出資していること。
 エ 出資される財産のうち金銭以外のものの価格が、出資の日現在における時価を基準として出資する地方公共団体が学識経験を有する者の意見を聴いて評価したこと。
 オ 移行型地方独立行政法人に承継される権利に係る財産の価格は、移行型地方独立行政法人的成立する日現在における時価を基準として設立団体が学識経験を有する者の意見を聴いて評価したこと。
 (六) 公告については、設立団体の公報への掲載又は掲示板への掲示等適切な方法により行われること。
 (七) 解散に伴う残余財産の分配の方法が適切であること。
 二 公立大学法人については、次に定める基準に適合していること。
 (八) 公立大学法人の定款については、次に定められたる基準に適合していること。
 (九) 第一の(一)(二)及び(四)を除く。に定められたる基準に適合していること。

ウ 定款は、法第六十九条の規定を踏まえ、公立大学法人が設置する大学における教育研究の特性に配慮したものとなつていること。
 オ 法第七十一条第三項に規定する選考機関については、当該選考機関の構成員に関する事項及び当該選考機関の議事の手続に関する事項その他当該選考機関の適正な運営を確保するために必要な事項を定めていること。
 エ 学長となる理事長が二以上の大学の学長となる場合の大学ごとに設置される選考機関の代表者で構成する会議については、当該会議の構成員に関する事項及び当該会議の議事の手続に関する事項その他当該会議の適正な運営を確保するために必要な事項を定めていること。
 オ 学長となる理事長が二以上の大学の学長となる場合の大学ごとに設置される選考機関の代表者で構成する会議については、当該会議の構成員に関する事項及び当該会議の議事の手続に関する事項その他当該会議の適正な運営を確保するために必要な事項を定めていること。
 ケ 公立大学法人の理事長が当該公立大学法人の設置する大学の学長となる場合は、当該公立大学法人の成立後最初の学長となる理事長の任命に関する手続を定めていること。
 ク 学長を理事長と別に任命する場合については、学長を別に任命する大学の学長の当該大学設置後最初の任命に関する手続を定めていること。
 ケ 公立大学法人が設置する大学の設置後最初の当該大学の学長の任期を定めていること。

(二) 公営企業型地方独立行政法人（移行型地方独立行政法人であるものを除く。）については、その定款において設置することとしている法人が事業を開始することが確実に見込まれていること。
 ウ 業務については、法第二十一条第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外のものを定めていないこと。
 イ 業務の内容が住民の生活の安定並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に資するものであるとともに、常に企業の経営性を發揮するよう努めたものとなつていていること。
 (三) 公営企業型地方独立行政法人（移行型地方独立行政法人であるものを除く。）については、その定款において同じ。への移行時及び設立団体の長が法第二十五条第二項の規定に基づき定める中期目標の期間において、当該公営企業型地方独立行政法人がその業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を維持することが確実に見込まれていること。
 ウ 業務について、第一の(一)に定める基準に適合していること。
 エ 設立団体に対し、法第六十六条第一項に規定する地方債のうち当該公営企業型地方独立行政法人の成立の日までに償還される額並びにこれらの期日が、当該設立団体が償還する地方債の償還額及び当該地方債に係る支払額並びにこれらの支払期日となつていていること。

(四) 債務の負担については、次に定める基準に適合していること。
 ウ 設立団体に対し、法第六十六条第一項に規定する地方債のうち当該公営企業型地方独立行政法人の解散の認可については、第一の三に定める基準に適合していること。
 エ 公立大学法人の定款の変更については、第一の(一)に定める基準に適合していること。
 オ 公立大学法人及び公営企業型地方独立行政法人を除く。の定款の変更については、第一の(一)に定める基準に適合していること。
 シ 公立大学法人の定款の変更については、第一の(一)に定める基準に適合していること。
 ジ 教育研究審議機関については、教育研究審議機関の構成員に関する事項及び教育研究の審議事項に関する事項その他の要な事項を定めていること。
 ケ 教育研究審議機関について、教育研究審議機関の適正な運営を確保するために必要な事項を定めていること。
 サ 教育研究審議機関について、教育研究審議機関の構成員に関する事項及び教育研究の審議事項に関する事項その他の要な事項を定めていること。
 イ 公立大学法人の解散の認可については、第一の三に定める基準に適合していること。
 ジ 公立大学法人の解散を認可する場合については、第一の三に定める基準に適合していること。
 ケ 公立大学法人の解散の認可については、第一の三に定める基準に適合していること。
 ジ 公立大学法人の解散を認可する場合については、第一の三に定める基準に適合していること。

官報

○中央選舉管理会告示第七号
公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百一条の二第二項及び第三項の規定に基づき、平成十五年十一月九日執行の衆議院比例代表選出議員選挙東海選挙区における衆議院名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名を次のとおり告示する。

平成十六年三月十七日
衆議院名簿届出政党等の名称
中央選舉管理会委員長 石原 輝
選 人 の 住 所
當選人の氏名

○民法第百四十九条
前項の規定は、第一項の規定によるものとする。

金美子 昭和28年9月11日生
眞明江 昭和54年10月9日生

この指定は、平成十六年四月三日から効力を生ずる。
麿香住 韶亮大 昭和60年2月18日生
昭和63年10月6日生

平成十六年三月十七日

福岡県山田市長 法務大臣 野沢太一
住所 香川県丸亀市福島町9番地17

福岡県嘉穂郡稻築町長
畠岡長嘉惠郎
和31年10月17日生

福岡県嘉穂郡嘉穂町長
アリシア・オマドマリ・ズ・ヤマダ 昭和35年9月12日生

福岡県嘉穂郡穎田町長
福岡県嘉穂郡穎田町長
アリシア・ヒロミ・ヤマダ・オヤドマリ 昭和
67年08月10日

熊本県宇土郡不知火町長
スシ・ハルミ・ヤマダ・オヤドマリ 昭和63年
01-19月4日生

9月3日生
マサユキ・ヤマダ・オヤドマリ 平成8年5月
熊本県下益城郡松橋町長
熊本県下益城郡豊野町長

○法務省告示第四百一十九号
前記の旨の申請に係る登録回り帳の井ば
二日生 佐川重才 駐市福島町9番地17

ハレアーノ・アンヘル・ヤマダ・ヨシノ 昭和
大正の日語と日本文化の研究

平成十六年三月十七日
法務大臣 野沢 太一
26年4月14日生
カルメン・ロサ・オヤドマリ・デ・ヤマダ 晴

和33年4月25日生
アリカ・ヤマダ・オヤドカリ 昭和62年12月11日

主 漢 葉 延 昭 和 26 年 12 月 19 日 生
昭和 56 年 12 月 10 日 生

住所 茨城県水戸市河和田3丁目236番地
本齋峰 町印52年12月10日生
平成2年1月24日生

子-1594年
平成25年7月12日生
李端峰 平成14年7月10日生
楊振典 昭和23年9月19日生
住所 千葉県流山市江戸川台東4丁目338番地2

住所 大阪府東大阪市衣摺4丁目23番21号
張明善 昭和23年11月30日生

住所 大阪府東大阪市大蓮南5丁目4番15号
TEL 06-9450-5000 FAX 06-9450-5001

住所 東京都小平市大沼町1丁目170番地3
TEL 03-5904-5011 FAX 03-5904-5012

金信史 咘林31年10月25日生 常守萍 昭和16年9月20日生
住所 大阪市東淀川区豊里5丁目26番4号 住所 愛知県小牧市古雅3丁目59番地3

趙秀玲 昭和45年11月7日生
住所 川崎市中原区中原1丁目173番地

住所 大阪市西淀川区姫島1丁目23番36号
生年月日 金正一 昭和39年1月5日生
生年月日 金正一 昭和39年1月5日生
生年月日 ヘレン・アハメド・キムラ 昭和39年9月15日生

住所	神奈川県厚木市温水1060番地	住 所	大阪市西区南堀江1丁目19番11-603号
姓	吳曉光 昭和53年1月19日生	姓	昭和10年7月17日生
住所	大阪市鶴見区鶴見3丁目12番10-1907号	姓	姜有香 昭和45年12月25日生
姓	朴幸道 昭和33年12月5日生	住 所	大阪市平野区長吉原西4丁目2番12-407号
姓	張慶子 昭和36年5月2日生	姓	宋仙玉 昭和63年2月3日生
住所	朴淳子 昭和59年5月14日生	住 所	大阪市西淀川区中島1丁目2番1号
姓	和歌山県日高郡川辺町大字和佐2223番地5	姓	金原河 昭和2年8月26日生
住 所	朴直樹 昭和60年10月13日生	住 所	金正彦 昭和27年7月27日生
住 所	兵庫県尼崎市南武庫之荘3丁目4番1-220号	住 所	兵庫県川辺郡猪名川町つつじが丘1丁目1番地7
姓	金美繪 昭和48年5月10日生	姓	金美恵子 昭和36年3月18日生
住 所	兵庫県尼崎市南武庫之荘7丁目15番11号	住 所	大阪府守口市大久保町4丁目30番20号
姓	金利江 昭和53年2月28日生	姓	金晃 昭和51年7月24日生
住 所	京都市左京区聖護院蓮華藏町1番地25	住 所	大阪市大正区三軒家西3丁目4番16号
姓	金和江 昭和46年4月8日生	住 所	全智紀 昭和57年4月24日生
住 所	東京都江戸川区江戸川12丁目23番地112	住 所	大阪市住吉区長居2丁目5番5号
姓	鄭貴炳 昭和56年2月10日生	姓	金光子 昭和33年7月28日生
住 所	東京都江戸川区松島4丁目14番7号	姓	高安未 昭和60年4月3日生
姓	金光熙 昭和37年8月25日生	姓	高直也 昭和63年8月13日生
住 所	安鳳花 昭和38年4月12日生	姓	高祐也 平成3年7月30日生
姓	金秋 昭和63年11月26日生	住 所	大阪市北区浪花町6番3号
住 所	京都市左京区岡崎西天王町80番地1	姓	玄福彦 昭和13年9月23日生
姓	姜國卿 昭和38年12月27日生	住 所	大阪府守口市大久保2丁目30番20号
住 所	姜優莉子 平成8年9月25日生	姓	朴五祿 昭和12年8月16日生
姓	福岡市西区春日402号	住 所	大阪市大正区三軒家西3丁目4番16号
住 所	姜英慧 昭和25年9月13日生	姓	玄美奈 昭和44年2月17日生
姓	崔銀花 昭和52年8月16日生	住 所	大阪府八尾市恩智北町2丁目19番地
住 所	福岡市西区春日402号	姓	玄守光 昭和46年2月14日生
姓	姜桂蘭 昭和28年9月9日生	住 所	大阪府八尾市恩智北町2丁目19番地
住 所	王鑫 昭和53年6月18日生	姓	趙隆生 昭和53年5月5日生
住 所	福岡市南区藤田町字会下9-15番地	住 所	大阪府柏原市法善寺4丁目356番地28
姓	戚欣 昭和46年8月16日生	姓	金笑理子 昭和47年7月25日生
住 所	大阪府吹田市片山町1丁目21番D-59号	住 所	東京都新宿区大久保2丁目6番15-901号
姓	徐鍾燁 昭和2年10月29日生	姓	雛美玲 昭和33年1月5日生
住 所	金鐘分 昭和10年8月12日生	住 所	兵庫県尼崎市食満3丁目4番1-903号
姓	大坂市鶴見区線3丁目16番46号	姓	ファ・トゥン・ドック 昭和30年4月12日生
住 所	金豊子 昭和54年8月31日生	姓	ヴァン・チュ 昭和30年6月22日生
姓	金加佳 昭和56年5月31日生	姓	ファ・ゴック・ハ 昭和62年7月18日生
住 所	大阪府豊中市浜3丁目6番11号	住 所	大阪府富田林市大字喜志2055番地
姓	文德哲 昭和26年4月25日生	姓	ファ・ゴック・トラン 昭和58年12月6日生
住 所	大阪府東大阪市小若江3丁目15番2号	住 所	横浜市磯子区磯子2丁目20番39号
姓	朴成寬 昭和37年8月20日生	姓	潘月卿 昭和31年1月6日生
住 所	大阪府東大阪市友井3丁目2番7号	住 所	横浜市磯子区磯子2丁目20番39号
姓	朴香奈子 昭和36年3月10日生	姓	吳忠憲 昭和50年8月12日生
住 所	大阪府八尾市恩智北町3丁目74番地	住 所	東京都北区田端新町1丁目24番7-211号
姓	鄭幸子 昭和43年10月28日生	姓	何璐 昭和48年11月10日生